

埼玉のラーメン店
社員の過労死認定

休み月1日

埼玉県北本市のラーメン店に勤務していた男性社員（当時29歳）が急性心不全で死亡し、さいたま労働基準監督署が、長時間労働が原因として労災認定していたことが5日、わかった。認定は2015年3月。

代理人の弁護士によると、男性は11年9月30日未明、勤務を終えて帰宅後に亡くなった。直近1か月の残業時間は約89時間、その前月は約72時間で、国の労災認定基準「256か月の平均月80時間超」を上回っていた。直近1か月の休みは1日だけだったという。

※ラーメン店は埼玉県北本市の「ドンキータモト」 松富士食品（東京都千代田区）経営